

関西広域連合発足

滋賀県に広域環境保全局が設置されました

地方分権の突破口を開き、自ら政策の優先順位を決定・実行できる個性豊かで活力に満ちた関西を創り上げていくために、平成22年(2010年)12月、志を同じくする滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県および徳島県の2府5県により、特別地方公共団体である「関西広域連合」が設立されました。

この関西広域連合では、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7分野の広域事務を各構成府県で実施することとなり、環境保全分野は滋賀県が担当しています。

巻頭特集

関西広域連合発足

滋賀県に広域環境保全局が設置されました

関西広域連合の概要

1. 設立趣旨

関西広域連合の設立により、①関西が全国に先駆けて地方分権の突破口を開くとともに、②関西全体の広域行政を担う責任主体を確立し、③国の出先機関の事務・権限の受け皿として国と地方の二重行政の解消にも取り組み、関西全体としてスリムで効率的な行政体制への転換を目指しています。



2. 設立当初の事務

関西広域連合では、地域の個性や資源を効率的に活用しながら、早期に実施可能な事務から取り組むこととし、当面、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修の7つの分野の事務を実施することとしています。将来的には、これらの事務の拡充や新たな分野の事務に取り組むとともに、国の出先機関の事務・権限について、その移譲を受けて実施することを目指しています。

3. 組織体制

関西広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県で構成され、それぞれの府県が各分野を担当する分散事務局制をとっています。



広域環境保全局の実施事務

滋賀県が担当する広域環境保全局では、次の事業を実施しています。



1. 「関西広域環境保全計画」の策定

関西における環境分野の広域的課題に対処していくため、関西が目指すべき姿や施策の方向性、取り組むべき施策等を定めた「関西広域環境保全計画」を策定することとしています。

2. 温室効果ガス削減のための広域的な取り組み

① 住民・事業者啓発事業

温室効果ガスの排出削減を図るため、関西での統一的なポスターの作成などにより、住民や事業者に対する啓発事業を広域的に取り組むこととしています。



② 電気自動車普及促進事業

電気自動車の普及促進に向けた取り組みを広域的に行うことで、自動車・交通部門からの温室効果ガスの削減を図ることとしています。



③ 関西スタイルのエコポイント事業、クレジットの広域活用

関西独自のエコポイント事業の自立的な実施に向けた検討や信頼性の高い温室効果ガス削減に資するクレジットの広域活用などに係る調査検討を行うこととしています。

3. 府県を越えた鳥獣保護管理の取り組み(カワウ対策)

府県をまたいで広域的に移動し被害を与えている野生鳥獣のうち、近年、特に被害が深刻化しているカワウについて、モニタリング調査(生息動向調査)、被害防除に関する事例調査研究などを実施し、これを踏まえカワウ広域保護管理計画を策定するとともに、構成団体が協調して実施する効果の高い被害対策などについて検討しています。